

国立研究開発法人国立環境研究所の中長期目標の新旧対照表

変更案（新）	現行（旧）	備考
独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。 令和 3 年 3 月 2 日 変更 令和 4 年 8 月 1 日 <u>第 2 次変更 令和●年●月●日</u>	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。 令和 3 年 3 月 2 日 変更 令和 4 年 8 月 1 日	
第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 <u>1. 環境研究に関する業務</u> ＜略＞ （1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ＜略＞ ⑦ 災害環境研究プログラム 推進戦略に基づき、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発に取り組む。 具体的には、これまでの取組による成果に基づき、地域ステークホルダーとの協働の下、福島県内における地域環境の再生・管理と地域資源を活かした環境創生に資する地域協働型研究を推進する。また、東日本大震災をはじめとする過去の災害から得られた経験と知見の集積・活用・体系化により、国内における大規模災害時における廃棄物処理システムの強靱化と化学物質リスク管理に係る非常時対応システムの構築に取り組む。 これらの取組を通じて、福島県内の避難指示解除区域等における社会的ニーズに応じた持続可能な地域環境構築を支援するとともに、その成果も活用しつつ、国内の広域・巨大災害に備えた地域社会が有する災害環境レジリエンスの向上に貢献する。 <u>なお、令和 7 年度においては、福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分について、福島国際研究教育機構基本構想</u>	第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 <u>1. 環境研究に関する業務</u> ＜略＞ （1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ＜略＞ ⑦ 災害環境研究プログラム 推進戦略に基づき、災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発に取り組む。 具体的には、これまでの取組による成果に基づき、地域ステークホルダーとの協働の下、福島県内における地域環境の再生・管理と地域資源を活かした環境創生に資する地域協働型研究を推進する。また、東日本大震災をはじめとする過去の災害から得られた経験と知見の集積・活用・体系化により、国内における大規模災害時における廃棄物処理システムの強靱化と化学物質リスク管理に係る非常時対応システムの構築に取り組む。 これらの取組を通じて、福島県内の避難指示解除区域等における社会的ニーズに応じた持続可能な地域環境構築を支援するとともに、その成果も活用しつつ、国内の広域・巨大災害に備えた地域社会が有する災害環境レジリエンスの向上に貢献する。	福島国際研究教育機構基本構想（令和 4 年 3 月 29 日復興推進会議決定）を踏まえ

変更案（新）	現行（旧）	備考
<u>（令和４年３月２９日復興推進会議決定）に基づき移管される福島国際研究教育機構において実施するものとする。</u> ＜略＞ （２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて８つの研究分野（地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野）を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の（ア）～（ウ）の方針に基づき着実に実施することとする。また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。<u>加えて、令和７年度からは生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第３６号）に基づく水道整備・管理行政の移管を踏まえ、水道水その他の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する調査研究について推進する。</u> なお、気候変動適応分野については、３．気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。 ＜略＞ ⑦ 災害環境分野 福島県内の避難指示解除区域を中心とした被災地の環境回復を支えるため、資源循環・廃棄物処理過程における放射性物質のフロー・ストック評価や、放射性セシウムの環境動態や生物相のモニタリングを行い、得られた成果の情報提供を通じて、生活圏における環境リスクの軽減に貢献する。 福島第一原子力発電所事故後初期の多媒体環境における放射性物質動態の詳細把握や環境指標生物の遺伝分析、被災地域における環境モニタリング、データの解析等による原子力災害時の緊急環境調査方法の検討、地域の災害廃棄物処理方針策定に向けた技術課題の検討などを実施する	＜略＞ （２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて８つの研究分野（地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野）を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の（ア）～（ウ）の方針に基づき着実に実施することとする。また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。 なお、気候変動適応分野については、３．気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。 ＜略＞ ⑦ 災害環境分野 福島県内の避難指示解除区域を中心とした被災地の環境回復を支えるため、資源循環・廃棄物処理過程における放射性物質のフロー・ストック評価や、放射性セシウムの環境動態や生物相のモニタリングを行い、得られた成果の情報提供を通じて、生活圏における環境リスクの軽減に貢献する。 福島第一原子力発電所事故後初期の多媒体環境における放射性物質動態の詳細把握や環境指標生物の遺伝分析、被災地域における環境モニタリング、データの解析等による原子力災害時の緊急環境調査方法の検討、地域の災害廃棄物処理方針策定に向けた技術課題の検討などを実施する	た改正 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第３６号）を踏まえた改正

変更案（新）	現行（旧）	備考
ことで将来の災害に対する環境面からのレジリエンスの強化に貢献する。 <u>なお、令和 7 年度においては、福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分について、福島国際研究教育機構において実施するものとする。</u> <略>	ことで将来の災害に対する環境面からのレジリエンスの強化に貢献する。 _____ _____ _____ <略>	福島国際研究教育機構基本構想（令和 4 年 3 月 29 日復興推進会議決定）を踏まえた改正